

【学内応募手続き】

第17期派遣留学生募集要項を必ずご確認ください。

また、申請書類(学内用)の受付期間とオンライン申請の受付期間は異なりますのでご注意ください。

1. 申請書類(学内用)等の提出(提出期間:4月~4月14日(月)正午〆切)

トビタテ!留学JAPAN~新・日本代表プログラム~ 募集要項等を確認のうえ、以下の書類を所属する学部・研究科支援室に提出してください。

なお、留学計画は「在籍大学が教育上有益な学修活動として認める」ことが要件となっていますので、留学計画(概要)を作成後、指導教員等に必ず確認してもらい、奨学金申請書(学内)に署名をしてもらってください。

学内申請書類を提出した学生のみ、オンライン申請を受け付けます。

※申請書類の提出締切日は各学部・研究科により異なりますので、事前に支援室に必ず確認してください。締切日を過ぎてからの申請書類は原則として受け付けませんので、ご注意ください。

<<提出書類>>

- ◆ 第17期派遣留学生奨学金申請書(学内用)
- ◆ 留学計画(概要)
- ◆ 市区町村役場で発行される課税(非課税)証明書等(自治体によっては「所得証明書」)の写し
- ◆ 留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し
※申請時に用意できている場合のみ提出

2. 申請内容の確認、及び申請方法について(4月中旬)

提出書類を確認したうえで、所属学部・研究科支援室よりメールにてオンライン申請手続きについてお知らせします。

オンラインで入力する計画書については、事前にトビタテ!のウェブサイトより「応募書類事前準備シートPDF」をダウンロードし、記入項目を確認、下書きを作成するなど必ず準備をしておいてください。

3. オンライン申請(4月中旬~4月18日(金))

トビタテウェブサイトよりオンライン申請のサイトにログインし、期限までに手続きを行ってください。

- ・注1. 写真のファイル形式は、後日お知らせします。
- ・注2. 自由記述書(A4サイズ2ページ)、及び受入許可書等はPDFファイルにし、添付。
- ・注3. イノベーターコースへの応募者は、上記書類と併せて受賞歴や記載記事等の対外的な評価及び自身で実績と考えているものについて入力いただき、その実績を証明する書類を任意で添付することができます。(PDF, A4サイズ3枚以内)

4. 申請内容の確認

期限までに入力された留学計画内容を大学担当者が確認し、不備や加筆・修正等がある場合には、連絡いたしますので、該当項目を確認のうえ、修正等を行ってください。

【問い合わせ先】

国際室国際部留学交流グループ

TEL 082-424-4609

E-mail: kokusai-ryugaku@office.hiroshima-u.ac.jp

【応募にあたっての注意事項】

「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 新・日本代表プログラム～」に申請を希望する場合には、募集要項にある申請要件等を必ず確認してください。

1. 家計基準（収入・所得の上限額）により奨学金月額が異なりますので、申請時には必ず該当する年の収入・所得が確認できる書類の写しを提出してください。
 - ・日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を満たす学生：月額 160,000 円または 120,000 円
 - ・日本学生支援機構第二種奨学金の家計基準を超える学生：月額：60,000 円
2. 本支援制度で留学する場合、留学終了後まで卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍していることが必須条件となります。卒業等により途中で在籍しなくなった場合は、採用の取り消しや支給している奨学金等の返納が求められますので注意してください。
3. 留学計画は、「在籍大学が教育上有益な学修活動として認め、派遣を許可する。」ことが要件となります。申請書・留学計画（概要）を作成後、指導教員等に必ず確認をしてもらい、奨学金申請書（学内用）に署名をもらってください。
4. 本支援制度は、「学生自らが立案・作成した留学計画」となっていますが、大学が提供している留学プログラムを利用し、そこに自身が計画した実践活動を含めた留学計画も対象となります。
5. 「実社会との接点から学びを得る」という観点から、主体的な実践活動を含めた留学計画を立ててください。

「実践活動」は、実践活動先（受入機関）や活動内容の詳細を問うよりも、応募動機や将来のビジョン、留学の目的に沿った活動内容（テーマ、目的、期間等）が重視されます。

（実践活動とは、インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、PBL（Project Based-Learning）等、趣旨に沿う多様な学修活動）
6. 申請時に留学先機関からの受入許可書等がなくても申請は可能ですが、留学開始前までに受入先（留学先）機関から受入の許可を得ることが必要となります。

なお、留学期間は、渡航・帰国日を除く、「留学先国で実際に活動を開始・修了する日」となりますのでご留意ください。
7. やむを得ない事情により申請時の計画内容から変更が生じる場合には、変更申請の手続きをとる必要があります。変更後の計画内容によっては再審査の対象となり、必ずしも承認されるとは限りません。また、内容によっては、奨学金の支給が終了となる場合もありますので、安易な変更をすることがないように留学計画・内容について熟考し、申請してください。

なお、選考期間中に変更が生じた場合も、本奨学生として採用された後、変更手続きをすることになります。
8. 本奨学金に採用された場合、大学として派遣学生に対して適切な危機管理体制をとる必要があることから、大学が指定する海外旅行保険への加入を義務付けています。

また、留学先の国や地域の安全上の状況によっては、大学として派遣の中止、延期または帰国勧告を決定する場合があります。

なお、応募時点で外務省海外安全情報が「レベル 2」以上であっても応募可能ですが、留学開始時及び開始後に「レベル 2」以上となった場合は、奨学金の支給対象外となりますのでご了承ください。